

6	<i>Arisaema kuratae</i> (アサギクナンソウ)
7	<i>Arisaema nagense</i> (ナギヒロハナンソウ)
8	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタナンソウ)
9	<i>Arisaema seppikoense</i> (セツヒコナンソウ)

別表第三の第一の(2)中の項を5の項とし、1の項の次に次の三項を加える。

2	<i>Asarum hexalobum</i> var. <i>controversum</i> (シシキナンソウ)
3	<i>Asarum kinoshitae</i> (ジュロクナンソウ)
4	<i>Asarum monodiflorum</i> (モノドウナンソウ)

別表第三の第一の(2)に次の三項を加える。

6	<i>Asarum sakawanum</i> var. <i>stellatum</i> (ホシギキナンソウ)
7	<i>Asarum salsumense</i> (サツマナンソウ)
8	<i>Asarum yaeyamense</i> (ヤエヤマナンソウ)

別表第三の第一中(9)を(10)とし、同表の第一の(8)に次の一項を加える。

2	<i>Calliethemum kirgishense</i> (キリギナンソウ)
(10) うらばし科	
1	<i>Dynaria roosii</i> (ハカタウラボシ)

別表第三の第一中(8)を(11)とし、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

7	<i>Odonochilus hatsimanus</i> (ハツシマン)
---	---------------------------------------

別表第三の第一中(6)を(8)とし、(3)から(5)までを(5)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) きく科	
1	<i>Saussurea yakusimensis</i> (ヤクシマヒゴク)
(4) あぶらな科	
1	<i>Dryaba igarashii</i> (シラビソ)

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年二月十五日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む)のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられ

ていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十年三月十五日までに」とする。

農林水産大臣 齋藤 健  
環境大臣 中川 雅治  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○総務省令第一号  
経済産業省令第一号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第十六条の規定に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

総務大臣 野田 聖子  
経済産業大臣 世耕 弘成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低い携帯電話端末等)

第二条 法第十六条の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続提供事業者の電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をい)、端末設備(同法第五十二条に規定する端末設備をいう。を除外)のみを用いて提供される青少年有害情報フィルタリングサービスにより青少年有害情報の閲覧を制限することが可能な携帯電話端末等とする。

(販売が携帯電話インターネット接続提供の提供と関連性を有する携帯電話端末等)

第三条 法第十六条の販売が携帯電話インターネット接続提供の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続提供事業者等が携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続提供の提供に関する契約と併せて当該携帯電話端末等の売買契約(割賦販売(割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売をいう)の方法により販売する契約及び個別信用購入あっせん関係販売契約(同法第三十五条の三の五第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約をいう)を含む)を締結する携帯電話端末等のうち、当該携帯電話インターネット接続提供のために販売されるものとする。

附則

この省令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十五号)の施行の日(平成三十年二月一日)から施行する。